

## 2-2 歩道等幅員

1. 歩道等の幅員は、歩道 2.5m以上、自転車歩行者道 3.5m以上を標準とする。ただし、歩行者の交通量が多い場合は、歩道 4.0m以上、自転車歩行者道 4.5m以上を標準とする。<sup>【解説1】</sup>
2. 植栽、電柱、規制標識、道路付属物、その他占用物件等は、路上施設帯に設けることを徹底し、歩道等の有効幅員の確保に努めるものとする。<sup>【解説2】</sup>

## 【解説1】歩道等の幅員

歩道及び自転車歩行者道の幅員は、必要な有効幅員に各々の路上施設帯に応じた幅員を加えて決定される。なお、路上施設帯の計画がない場合においても将来設置する可能性が高いことを考慮し、歩道においては 2.5m、自転車歩行者道においては 3.5mを最小幅員とすることを標準とした。

表2-2-1 歩道等の幅員

	標準		歩行者の交通量が多い場合	
	歩道	自転車歩行者道	歩道	自転車歩行者道
路上施設帯の計画がある場合	有効幅員 2.0m +路上施設帯幅員	有効幅員 3.0m +路上施設帯幅員	有効幅員 3.5m +路上施設帯幅員	有効幅員 4.0m +路上施設帯幅員
路上施設帯の計画がない場合	2.5m	3.5m	4.0m	4.5m

注1) 路上施設帯の標準的な幅員については、表2-2-2を参照。

注2) 複数の路上施設を同時に設置する場合は広い方の幅員とする。

表2-2-2 路上施設帯の標準的な幅員

横断歩道橋	ベンチ上屋	並木	ベンチ	その他
3.0m	2.0m	1.5m	1.0m	0.5m

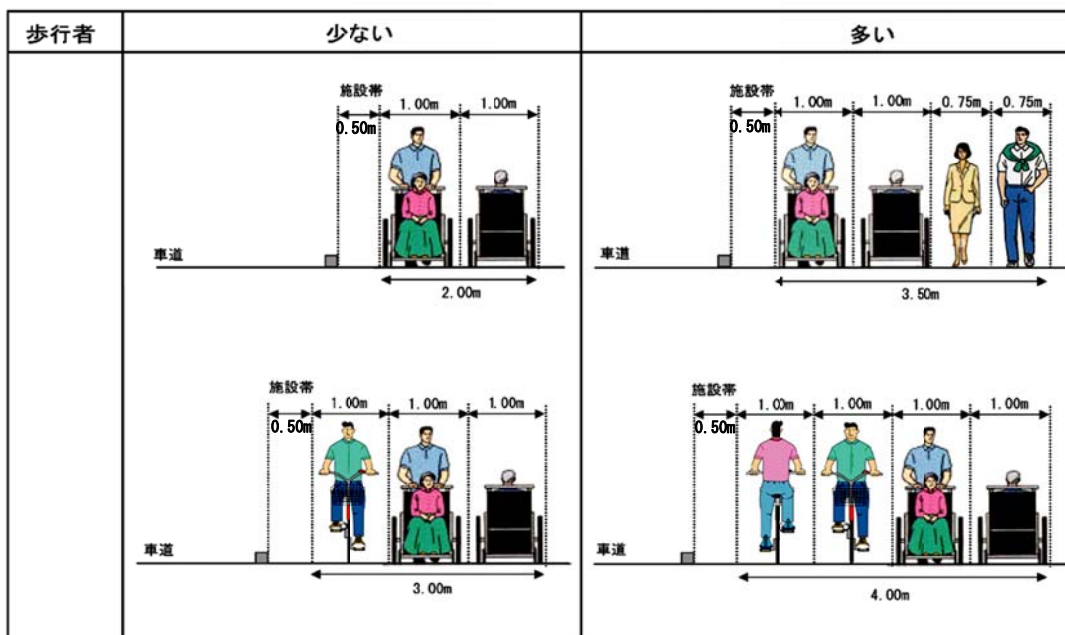


図2-2-1 歩行者の交通量による有効幅員のイメージ

注) 図では縁石を路上施設帯に含まないように表示しているが、路上施設帯の設置方法については【解説2】を参照のこと。

【解説2】車道に路肩がある場合の道路附属物等の設置位置

車道に路肩がある場合、表2-2-3の(2)に示すとおり、路上施設帯を縁石の前面から設け(路肩がなければ25cm控えなければならない)、ここに安全施設等の設置を行うことができる。(図2-2-2参照)

なお、有効幅員が2m未満で、街渠構造に問題がない場合に検討するとよい。

表2-2-3 歩道、自転車道および自転車歩行者道の建築限界

歩 道  等	路 肩 を 設 け る 場 合	(1) け 路 上 施 設 を 設 け ない 場 合	<p>歩道等建築限界 2.5m 車道部の建築限界</p>
		(2) け 路 上 施 設 を 設 ける 場 合	<p>歩道等建築限界 2.5m 車道部の建築限界 路上施設</p>
	路 肩 を 設 け な い 場 合	(3) け 路 上 施 設 を 設 け ない 場 合	<p>歩道等建築限界 2.5m 車道部の建築限界 0.25m</p>
		(4) け 路 上 施 設 を 設 ける 場 合	<p>歩道等建築限界 2.5m 車道部の建築限界 路上施設 0.25m</p>

路肩を設けない場合で路上施設を設けない場合（(3)の場合）は車道の建築限界と歩道等の建築限界とは 0.25mだけ重なることになるが、実際には極めてまれなケースである。

路上施設を設ける場合は歩道の車道寄りに設けるので、(2)または(4)のようになる。



図2-2-2 表2-2-3(2)の場合における横断防止柵等の設置例